

(公印省略)  
令和6年9月24日

川西市議会議長  
大崎 淳 正 様

総務生活常任委員長  
田 中 麻 未

### 委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

総務生活常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和6年9月9日）

1. 議案第44号 高規格救急自動車の買入れについて

議案の概要

本案は、南消防署に配備され令和6年度をもって7年が経過する車両の更新及び救急需要対策のため7年度に南消防署久代出張所へ新規に救急自動車を配備するため、計2台の車両を買入れしようとするもの。

質疑の概要

問 6月議会において、同様の車両1台を3610万4640円で購入する議案が上程されていたが、物価高騰が続く中、今回の買入れ予定価額が、1台あたりで44万円低額となっていることについて、仕様上の違いを踏まえ、その要因に対する市の見解を伺いたい。

答 6月議会の議案で購入した車両には、購入費用が50万円程度のビデオ喉頭鏡を積載していたが、今回購入する車両には、更新前の車両に積載している当該資機材を流用する予定であることから、当該費用を含んでいないことが主な要因として挙げられる。これに加え、2台まとめて購入するスケールメリットもあり、物価高騰はあるものの、結果として買入れ予定価額が44万円低額となったものと分析している。

問 市民から高規格救急自動車購入費用の寄附を受け、6月議会で議決した1台と本案における2台をあわせて合計3台の車両を購入しようとしているが、寄附者から車両購入に際しての要望はあったか伺いたい。また、寄附者からの要望に対する市の対応基準について伺いたい。

答 2名の市民からの寄附を受けて3台の車両を購入するに際し、1名からは特に要望はなかったものの、1名からは夫婦の氏名を車両に入れてほしいとの要望があったことから、カッティングシートを用いて名入れすることを計画している。

答 市としては、寄附金の多寡に基づくルールは定めていないものの、寄附者の意向を最大限尊重するように対応していく方針である。

特記事項 配付資料あり（1 入札結果について ほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）

2. 議案第47号 川西市公民館条例及び川西市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、公民館施設の地域住民等の利用を拡大するため、公民館施設の全貸室にコミュニティセンターの使用料を設定するなど、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 今回の条例改正により、貸室利用の利便性は向上するものと認識しているが、デメリットも含め、予測される影響について市の見解を伺いたい。

答 社会教育法に基づく利用制限がなくなることから、コミュニティセンターとして広く一般利用に供することで、さらに多くの方が貸室を利用できるようになると考えている。一方で、利用者が増加すれば、貸室の予約が取りづらくなることも想定されるが、利用者が急増することはないと見込んでおり、今後の利用状況を踏まえ、その対応を検討していきたいと考えている。

問 利用者が増加した場合には、従来からの公民館の登録グループが貸室利用できなくなることが懸念されることから、登録グループが以前と変わりなく貸室利用できる方策を講じる考えはあるのか伺いたい。

答 公民館の登録グループについては、年度当初に1年間の利用日を定め、優先的に貸室の予約を行っているものであり、本案は、登録グループが貸室を利用しない日における利用者の拡大を図るものであることから、登録グループの利用に影響はないものと考えている。

問 本案は、市民の貸室利用に関する利便性が向上する取り組みであることから、可能な限り速やかに施行するべきと考えるが、令和7年4月1日施行とした理由について伺いたい。

答 今回の条例改正に伴い、公共施設予約システムの改修等を含め、一定の準備期間を要すことを勘案した結果、令和7年4月1日に施行することが適切であると判断したものである。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

3 . 議案第 5 0 号 令和 6 年度川西市一般会計補正予算 ( 第 3 回 )

議案の概要

第 1 表 歳入の全部。歳出第 2 款総務費。第 4 款衛生費のうち第 3 項清掃費。第 7 款商工費。

第 2 表 債務負担行為補正

第 3 表 地方債補正

質疑の概要

( 1 ) 第 1 表 歳入

第 1 7 款 県支出金

問 自動録音電話機等普及促進事業費補助金を 3 0 0 万円追加していることについて、その算定根拠を伺いたい。

答 当該補助金については、令和 6 年度当初予算で 1 5 0 万円を計上していたが、7 月 9 日時点で予算の上限に達したため補正予算案を計上するもので、これまでの執行状況から、申請期間として予定している 1 月までの 6 か月間に月 5 0 万円の費用を要すると見込んで積算しているものである。

( 2 ) 同 歳出

第 2 款 総務費

質疑なし

第 4 款 衛生費

質疑なし

第 7 款 商工費

質疑なし

( 3 ) 第 2 表 債務負担行為補正

問 ごみ収集車 2 台の購入に要する経費については、令和 6 年度中に契約締結を予定しているものの、納車が 7 年度以降になる見込みとのことであるが、債務負担行為期間を 7 年度から 8 年度に設定している理由を伺いたい。

答 ごみ収集車は車両本体と車両後部の荷台で構成され、車両本体の製造後に荷台の

製造を行っており、メーカーに確認したところ、それぞれ納品に1年程度の期間を要することから、2年の債務負担行為期間を設定しているものである。

(4) 第3表 地方債補正

質疑なし

特記事項 なし

審査結果 原案可決(全員賛成)